

2013. 12. 20

「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」を策定しました

この度、長野県食品安全・安心条例に基づいて、食品の安全・安心のための施策に関する基本的方向を定め、食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を県民の皆様からご意見をいただきながら策定しましたので、お知らせします。

ご意見をお寄せいただいた県民の皆様には、厚くお礼申し上げます。

1 基本指針の閲覧方法

次のリンクからご覧いただけます。

[「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」\(PDF形式6ページ/347KB\)](#)

また、行政情報センター（県庁西庁舎1階）、各地方事務所の行政情報コーナー、県食品・生活衛生課、各保健福祉事務所でご覧いただけます。

2 県民の皆様からのご意見募集結果について

(1) ご意見の募集期間

平成25年10月4日（金）から平成25年11月5日（金）まで

(2) ご意見の募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

(3) ご意見の受付数

4通（9件）

(4) ご意見の内容とそれに対する長野県の考え方

次のリンクからご覧いただけます。

[「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）\(案\)」に対する県民の皆様からのご意見募集結果について \(PDF形式3ページ/146KB\)](#)

また、行政情報センター（県庁西庁舎1階）、各地方事務所の行政情報コーナー、県食品・生活衛生課、各保健福祉事務所でご覧いただけます。

- ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。
- すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口